

誰もがお互いを尊重し合い  
笑顔いっぱい  
共に輝いて生きるまち はんのう



第6期 飯能市障害福祉計画

第2期 飯能市障害児福祉計画

令和3年3月

飯 能 市





## 目 次

<b>第1編 総論</b> .....	1
第1章 計画策定にあたって.....	2
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の位置付け.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の対象.....	4
5 計画の策定体制.....	5
6 計画の推進と進行管理.....	7
第2章 飯能市の現状.....	10
1 総人口・年齢3区分別人口、世帯数.....	10
2 障害のある人の現状.....	11
<b>第2編 第6期飯能市障害福祉計画</b> .....	19
はじめに.....	20
第1章 成果目標.....	21
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	21
2 地域生活支援拠点が有する機能の充実.....	22
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	23
4 相談支援体制の充実・強化等.....	25
5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	27
第2章 障害福祉サービス等の見込み.....	29
1 障害福祉サービスの見込み.....	29
2 障害福祉サービスの確保のために.....	48
3 地域生活支援事業の見込み.....	50
4 地域生活支援事業の確保のために.....	57
<b>第3編 第2期飯能市障害児福祉計画</b> .....	59
はじめに.....	60
第1章 成果目標.....	61
1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実.....	61
2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保.....	62

3	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置.....	63
第2章	障害児福祉サービスの見込み.....	64
1	障害児福祉サービスの見込み.....	64
2	障害児福祉サービスの確保のために.....	69
資料編	.....	71
1	飯能市障害福祉審議会条例.....	72
2	飯能市障害福祉審議会委員名簿.....	73
3	用語説明.....	74

◆本文中の※印の用語については  
74ページからの「用語説明」を  
ご覧ください。

# 第 1 編 総論

# 第1章 計画策定にあたって

---

## 1 計画策定の趣旨

---

国では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指し、これまで様々な制度の整備が図られてきました。

そして、飯能市においては、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする「第4次飯能市障害者計画」において、すべての人々を社会の一員として包み合うという「ソーシャルインクルージョン<sup>※</sup>」の考え方のもと、基本理念に「誰もがお互いを尊重し合い 笑顔いっぱい 共に輝いて生きるまち はんのう」を掲げ、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策を推進しております。

「第6期飯能市障害福祉計画」及び「第2期飯能市障害児福祉計画」は、「第4次飯能市障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の円滑な実施に関する計画で、令和3年度から令和5年度までの3年間、障害福祉サービス等を提供するための体制の確保を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

なお、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等の対応については、感染状況、国の方針等を踏まえ、利用者の安全と安心を最優先に十分配慮した上で行うこととします。

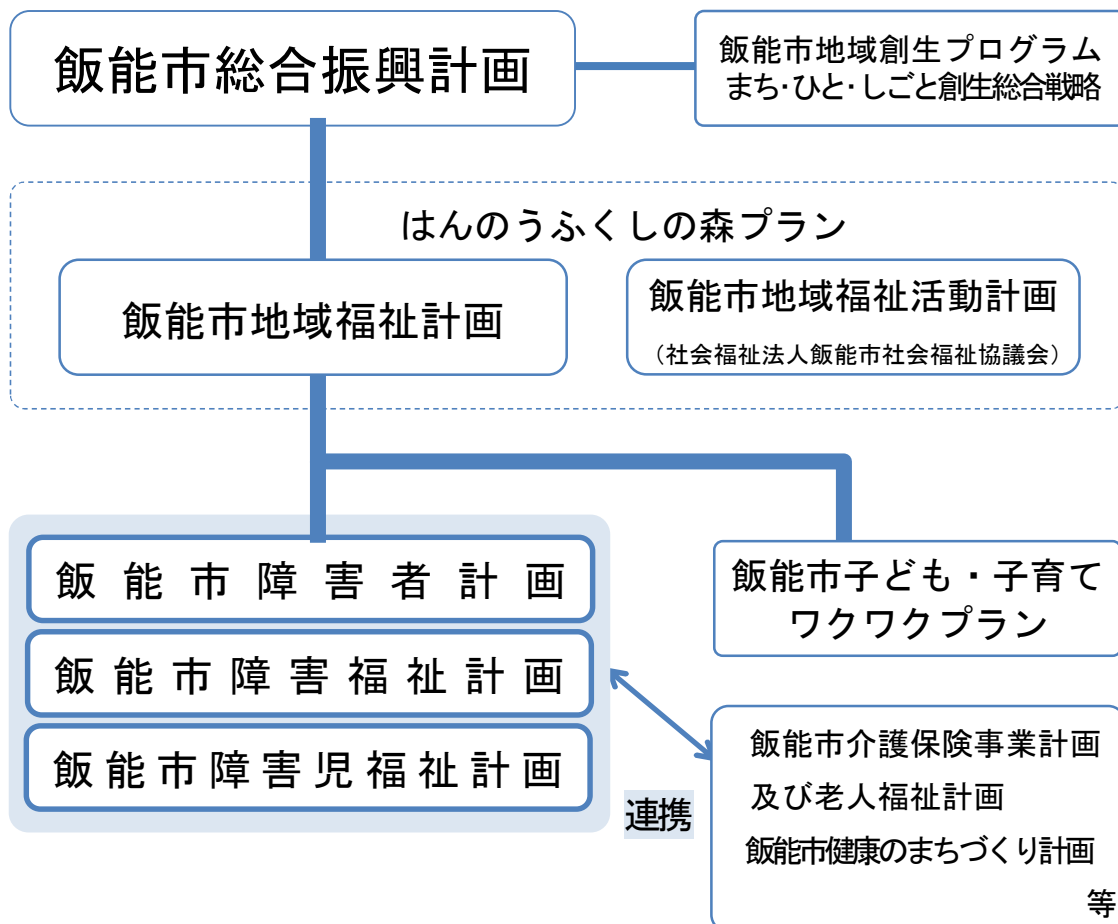
## 2 計画の位置付け

飯能市障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第88条第1項による「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の提供体制について定める計画です。

飯能市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項による「市町村障害児福祉計画」として策定するもので、国の基本指針に基づき、障害児福祉サービスの提供体制について定める計画です。

また、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として平成30年3月に策定した第4次飯能市障害者計画は、障害のある人の自立及び社会参加の支援等の施策を総合的に定める計画で、計画期間は平成30年度から令和5年度までとなっています。

なお、上記計画は、飯能市総合振興計画、はんのうふくしの森プラン、飯能市子ども・子育てワクワクプラン等と整合性を保ち策定するものです。



### 3 計画の期間

第6期飯能市障害福祉計画及び第2期飯能市障害児福祉計画は、令和3年度から令和5年度の3か年計画です。

#### ■各計画の期間

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
飯能市 障害者計画	第3次						第4次					
飯能市 障害福祉計画	第3期		第4期		第5期		第6期					
飯能市 障害児福祉計画	第1期						第2期					
飯能市 総合振興計画	第4次基本構想				第5次基本構想							
	後期基本計画				前期基本計画							後期基本計画
はんのうふくしの 森プラン（飯能市 地域福祉計画）	第1次		第2次					第3次				
飯能市子ども・子 育てワクワクプラン	次世代育成支援 行動計画（後期）			第1次					第2次			

### 4 計画の対象

第6期飯能市障害福祉計画及び第2期飯能市障害児福祉計画は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）、難病患者及びその他心身の機能に障害のある人を対象とします。



## 5 計画の策定体制

### (1) 関係団体、障害福祉サービス提供事業所<sup>※</sup>等へのヒアリングの実施

当事者団体・家族会、障害福祉サービス提供事業所等を対象に、障害のある人の状況や団体の活動状況等を把握するためヒアリングを実施しました。

#### ■ヒアリング実施団体

区 分	団体名（50音順）
当事者団体・ 家族会	あすなる会 おどる太鼓クラブ 気分障害・うつ病者セルフヘルプグループこころほぐし 障害児と家族の会 轍（わだち） 神経難病者の集い ひまわりの会 ニモカカクラブ 飯能市身体障害者福祉会 飯能市聴覚障害者の会 飯能市手をつなぐ育成会 飯能・日高精神障害者家族会 みのり会 ピアサポート <sup>※</sup> グループ みなくる倶楽部
障害福祉サービ ス提供事業所等	障害福祉サービス提供事業所 地域包括支援センター

## (2) 会議等の開催

### ①飯能市障害福祉審議会

障害福祉に係る学識経験者、知識経験者で構成される飯能市障害福祉審議会、計画内容について審議を行いました。

### ②飯能市障害者支援協議会

障害福祉サービス事業者、障害者関係団体の代表者、障害者及びその家族等で構成される飯能市障害者支援協議会で、計画内容について協議を行いました。

### ③庁内策定体制

庁内関係課職員で構成される庁議、調整会議等で、計画内容の検討を行いました。

## (3) パブリックコメントの実施

計画案について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

## 6 計画の推進と進行管理

---

### (1) 計画の推進

#### ①市の役割

障害のある人の意向を把握すると共に、国、県、近隣自治体等と連携しながら、市の状況に合ったきめ細やかな施策を計画的に推進します。

保健、医療、教育、雇用等の関係機関、障害福祉サービス提供事業所、介護保険サービス提供事業所との連携を図ります。

#### ②家庭や地域、学校との連携

誰もが、地域社会の一員としてまちづくりを担えるよう、家庭や地域、学校と連携を図ります。

#### ③社会福祉法人飯能市社会福祉協議会（以下「飯能市社会福祉協議会」という。）との連携

地域福祉の中核を担う飯能市社会福祉協議会との連携により、権利擁護の啓発、ボランティア育成等の推進を図ります。

#### ④関係団体、福祉サービス事業者、企業等との連携

家族会等の関係団体と連携すると共に、地域づくりに資する自主的な活動を支援します。

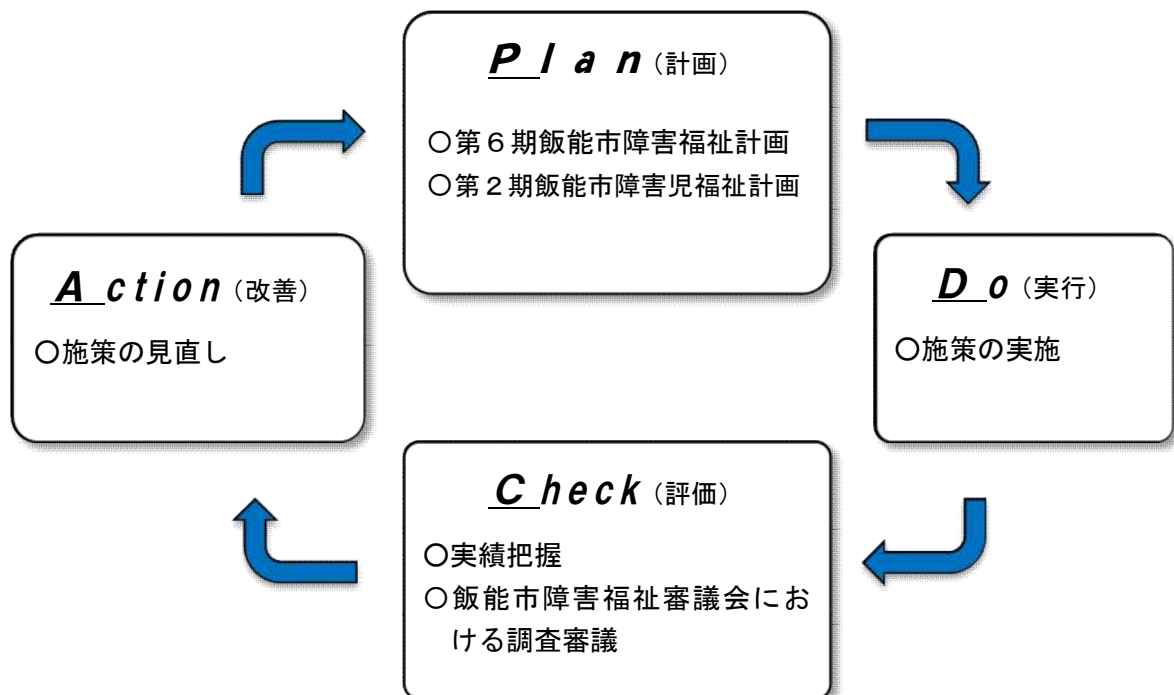
福祉サービス事業者が、障害のある人の意向を尊重した適切なサービス提供を行うと共に、社会資源として地域の活性化に資する活動に取り組むことができるよう連携を図ります。

企業が、障害のある人の雇用を積極的に進めると共に、障害特性に配慮した職場環境づくりに取り組むことができるよう連携を図ります。

## (2) 計画の進行管理

計画の年度ごとの進捗状況については、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）により把握し、飯能市障害福祉審議会において調査審議を行います。また、国の制度改正等により、必要に応じて、計画の変更を行うものとします。計画の進捗状況については、年度ごとに市民への公表を行います。

なお、飯能市障害者支援協議会において、地域課題の共有を図ります。





## 第2章 飯能市の現状

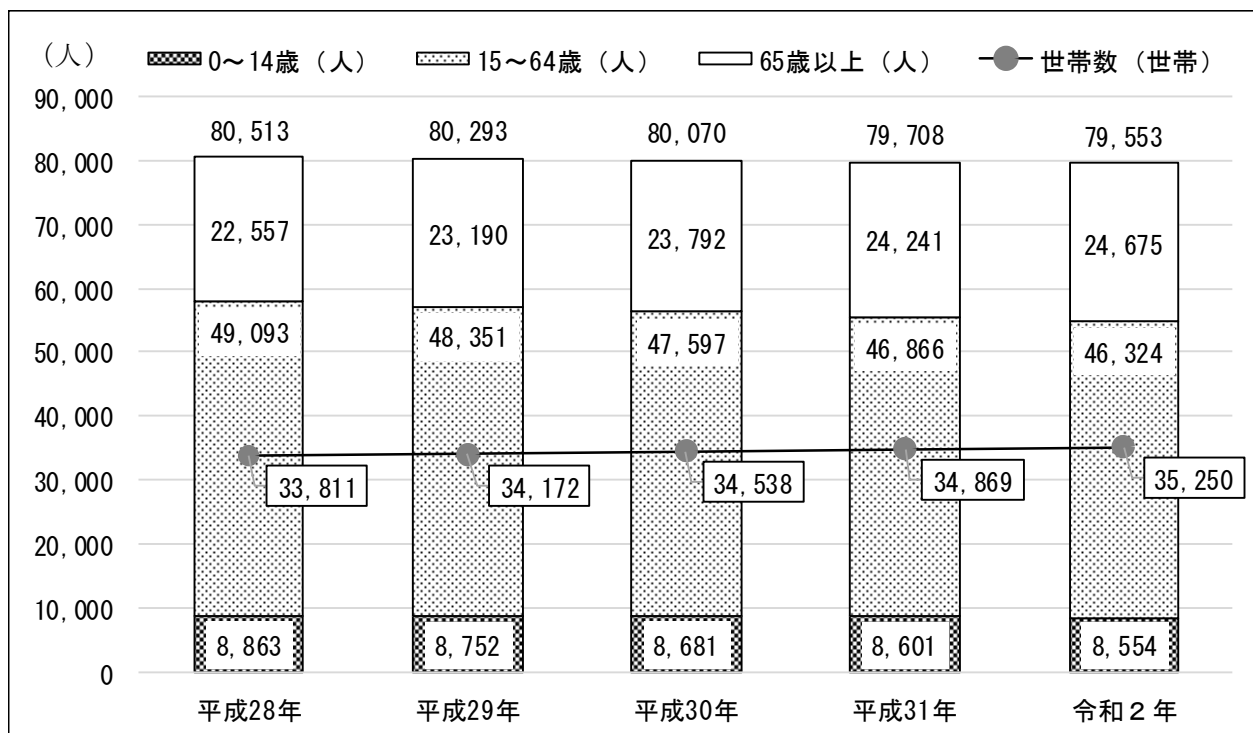
### 1 総人口・年齢3区分別人口、世帯数

令和2年1月1日現在、総人口は79,553人となっています。

年齢3区分別人口では、0歳から14歳までの人口、15歳から64歳までの人口は減少していますが、65歳以上人口は増加しています。

世帯数は、平成28年の33,811世帯から令和2年の35,250世帯へと1,439世帯増加しています。

■総人口・年齢3区分別人口、世帯数の推移（各年1月1日現在）



出典：統計はんのう

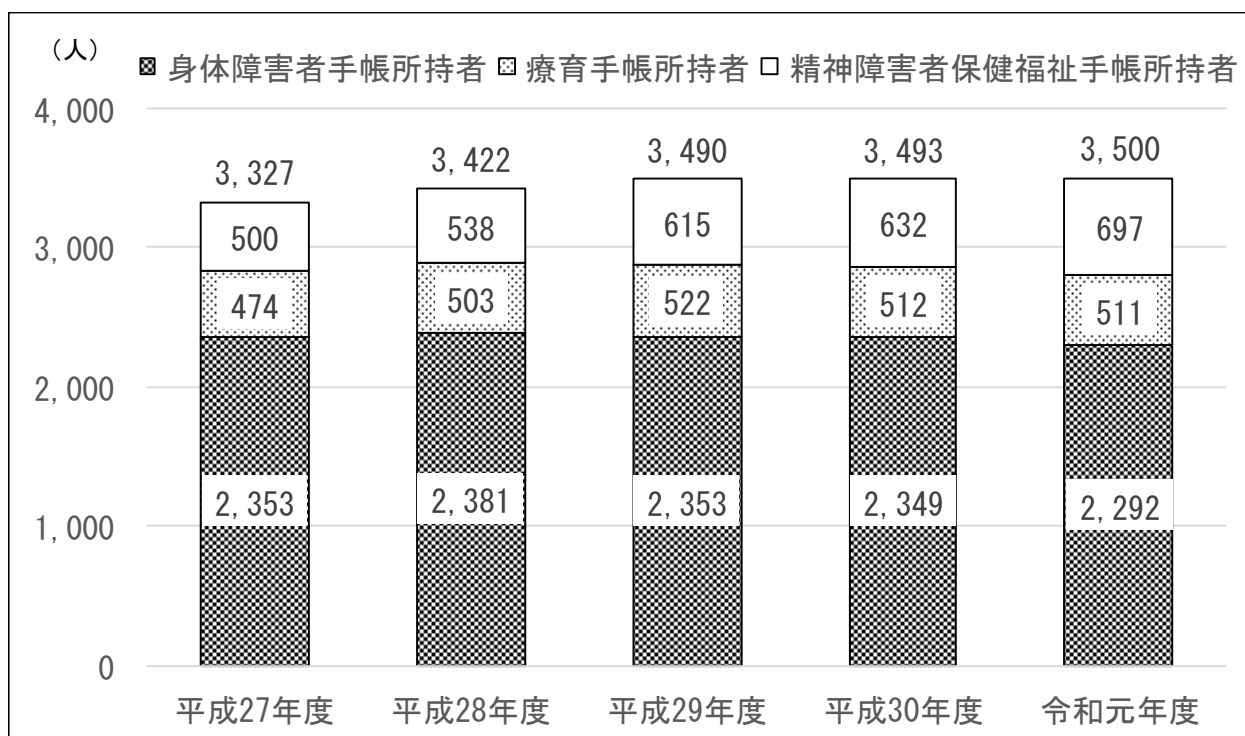
## 2 障害のある人の現状

### (1) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者数は、平成27年度の3,327人から令和元年度の3,500人へと173人増加しています。

障害別において、令和元年度では、身体障害者手帳所持者数は2,292人、療育手帳所持者数は511人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は697人となっています。

#### ■障害別障害者手帳所持者数（各年度末現在）



資料：障害者福祉課

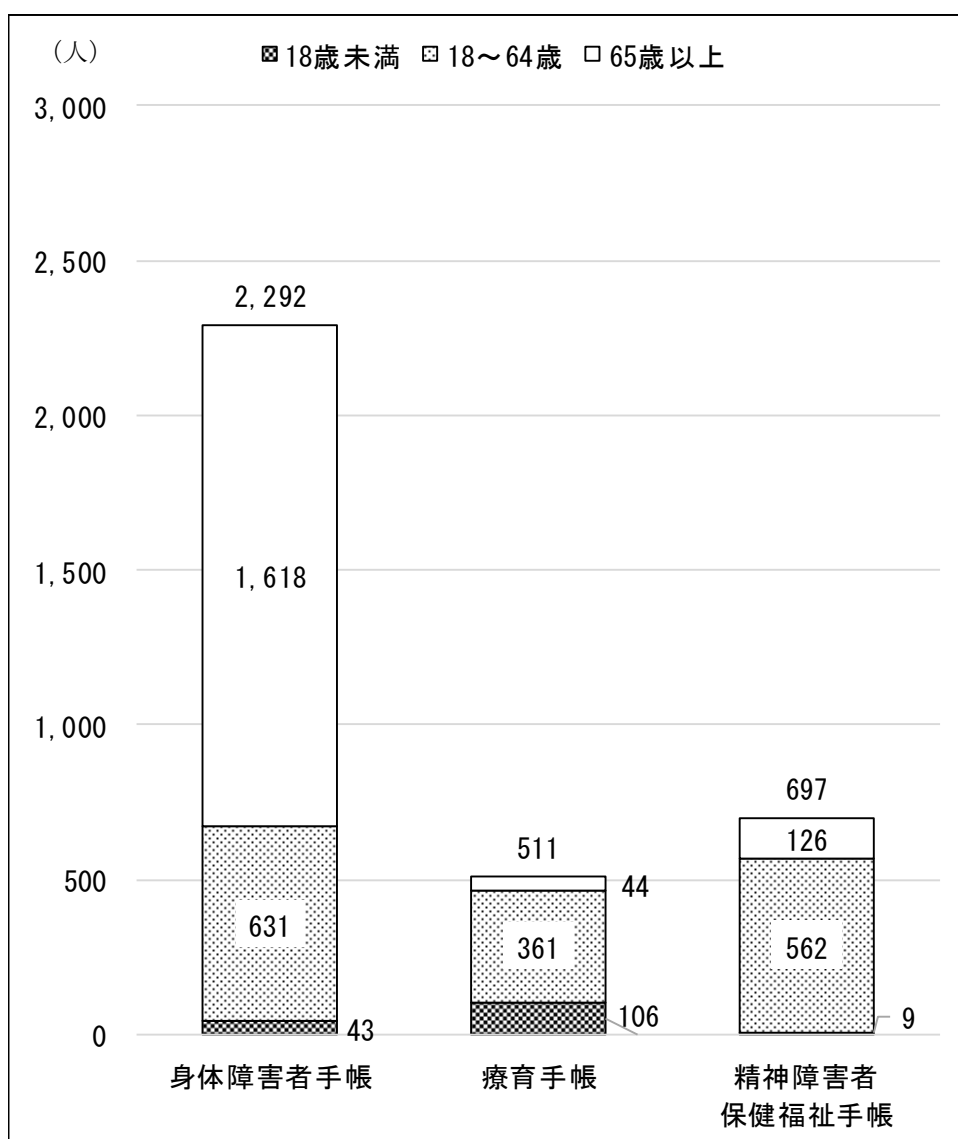
## (2) 年齢別障害者手帳所持者数

令和元年度末現在、身体障害者手帳所持者数は2,292人であり、このうち65歳以上が1,618人で70.6%を占めています。

療育手帳所持者数は511人であり、このうち18歳から64歳までが361人で70.6%を占めています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は697人であり、このうち18歳から64歳までが562人で80.6%を占めています。

### ■年齢別障害者手帳所持者数（令和元年度末現在）



資料：障害者福祉課

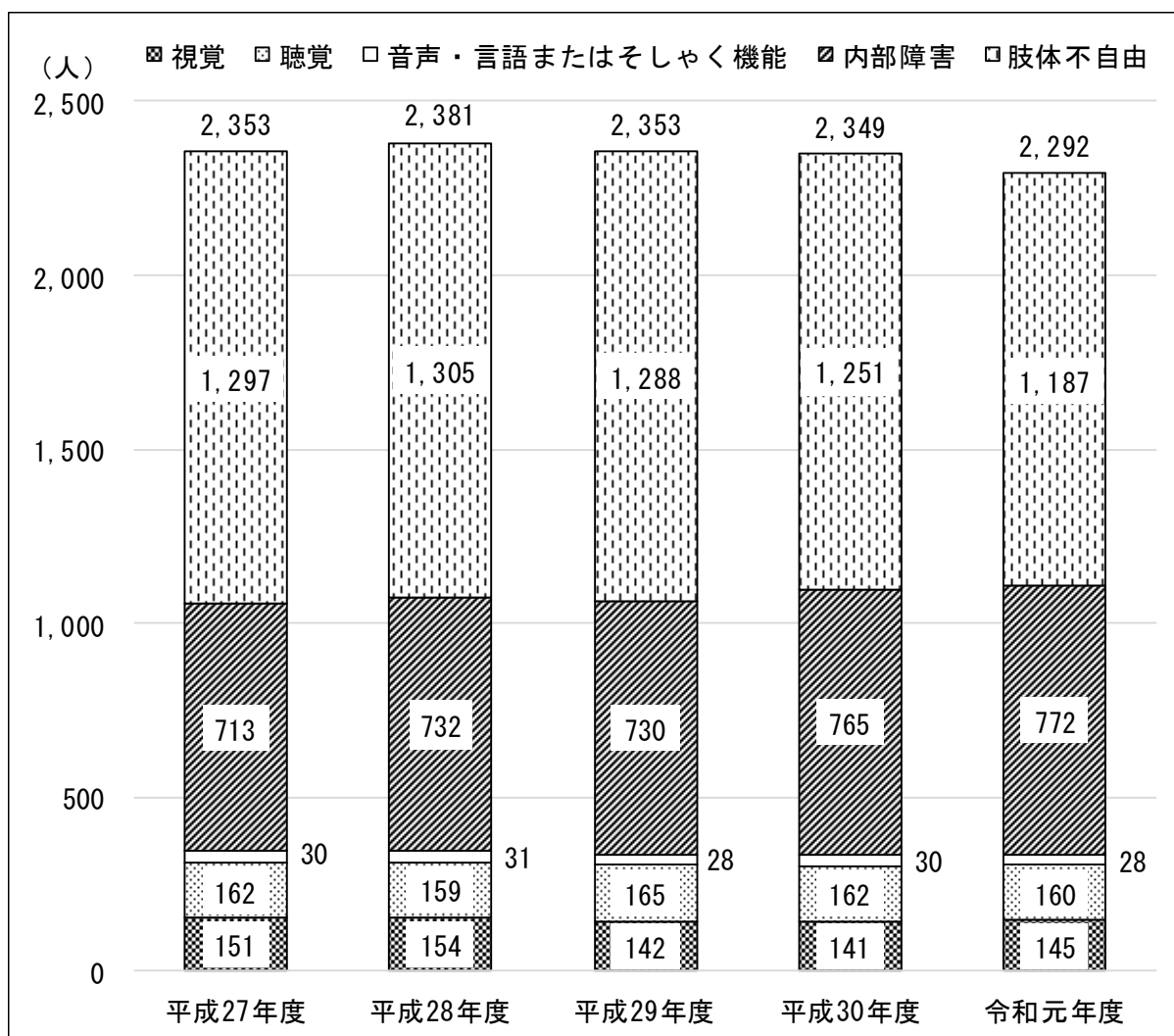


### (3) 身体障害者手帳所持者数

平成27年度以降、身体障害者手帳所持者数はやや減少しており、令和元年度は2,292人となっています。

令和元年度において、障害別では肢体不自由が1,187人(全体の51.8%)、次いで内部障害が772人(全体の33.7%)となっています。

■障害別身体障害者手帳所持者数（各年度末現在）



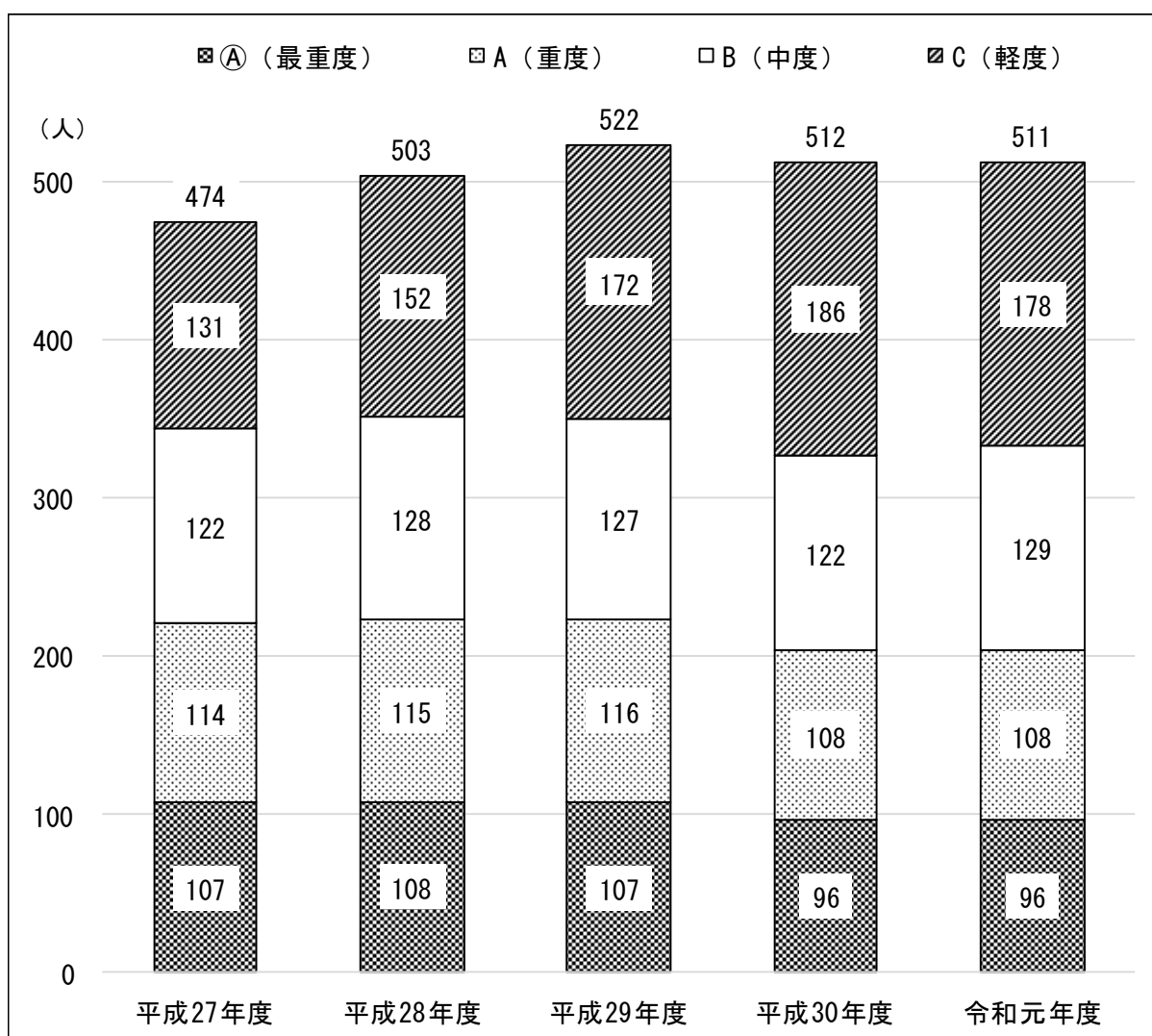
資料：障害者福祉課

#### (4) 療育手帳所持者数

近年の療育手帳所持者数に大きな変動はなく、令和元年度は511人となっています。

令和元年度において、等級別では㉠（最重度）が96人、A（重度）が108人、B（中度）が129人、C（軽度）が178人となっています。

■等級別療育手帳所持者数（各年度末現在）



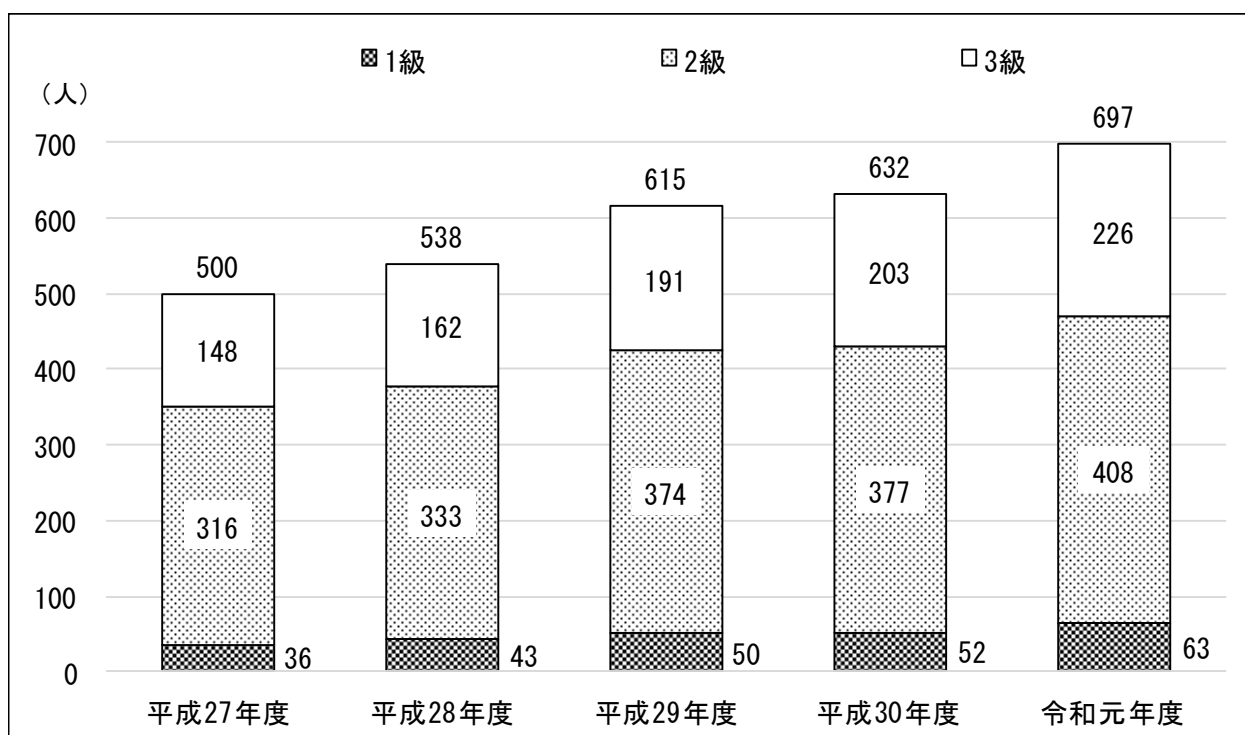
資料：障害者福祉課

## (5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

平成27年度以降、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しており、令和元年度は697人となっています。他の障害に比べ増加傾向が見られます。

令和元年度において、等級別では1級が63人、2級が408人、3級が226人となっています。

■ 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数（各年度末現在）

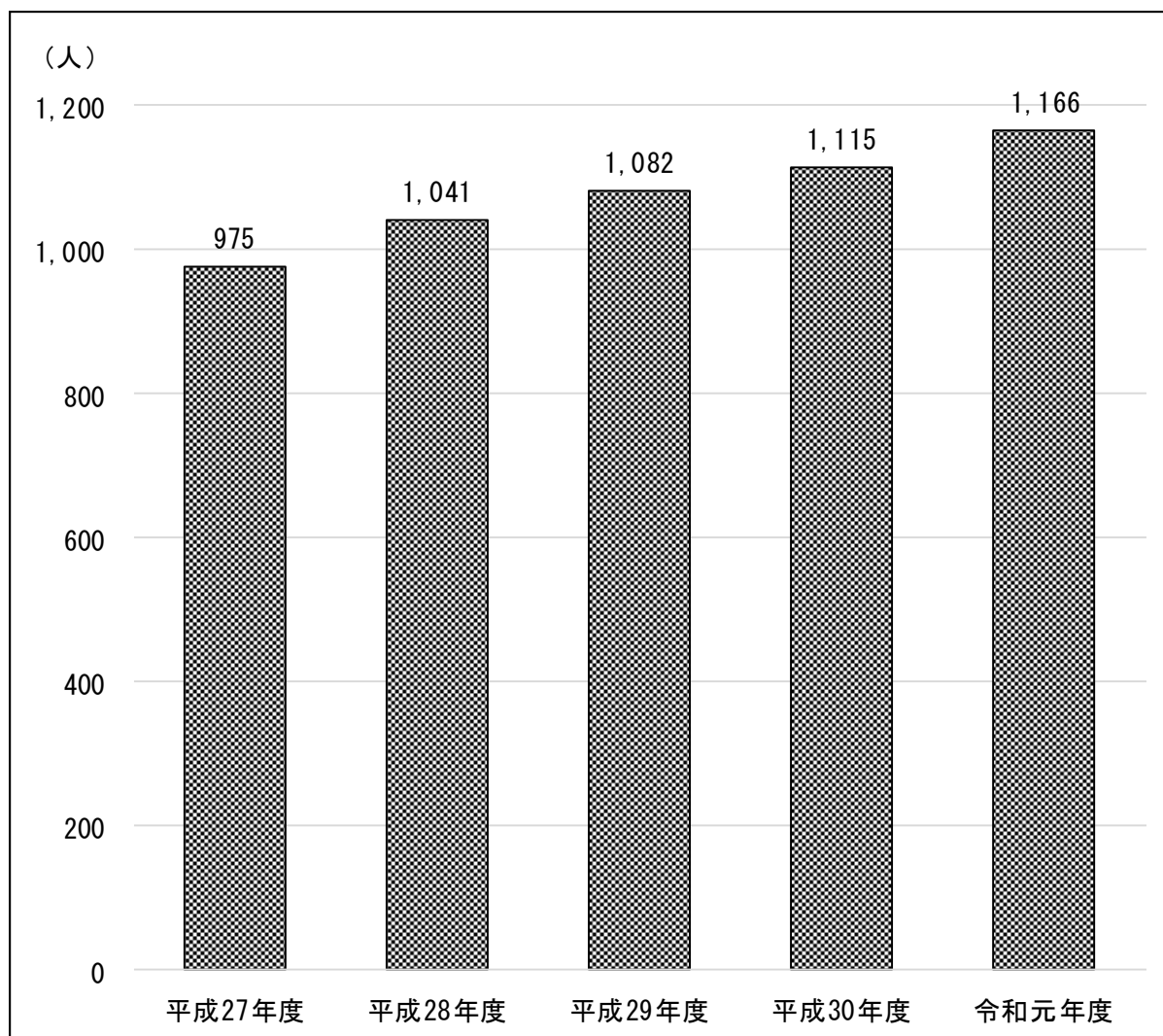


資料：障害者福祉課

## (6) 自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数

平成27年度以降、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付者数は増加しており、令和元年度は1,166人となっています。

### ■自立支援医療受給者証（精神通院）交付者数（各年度末現在）

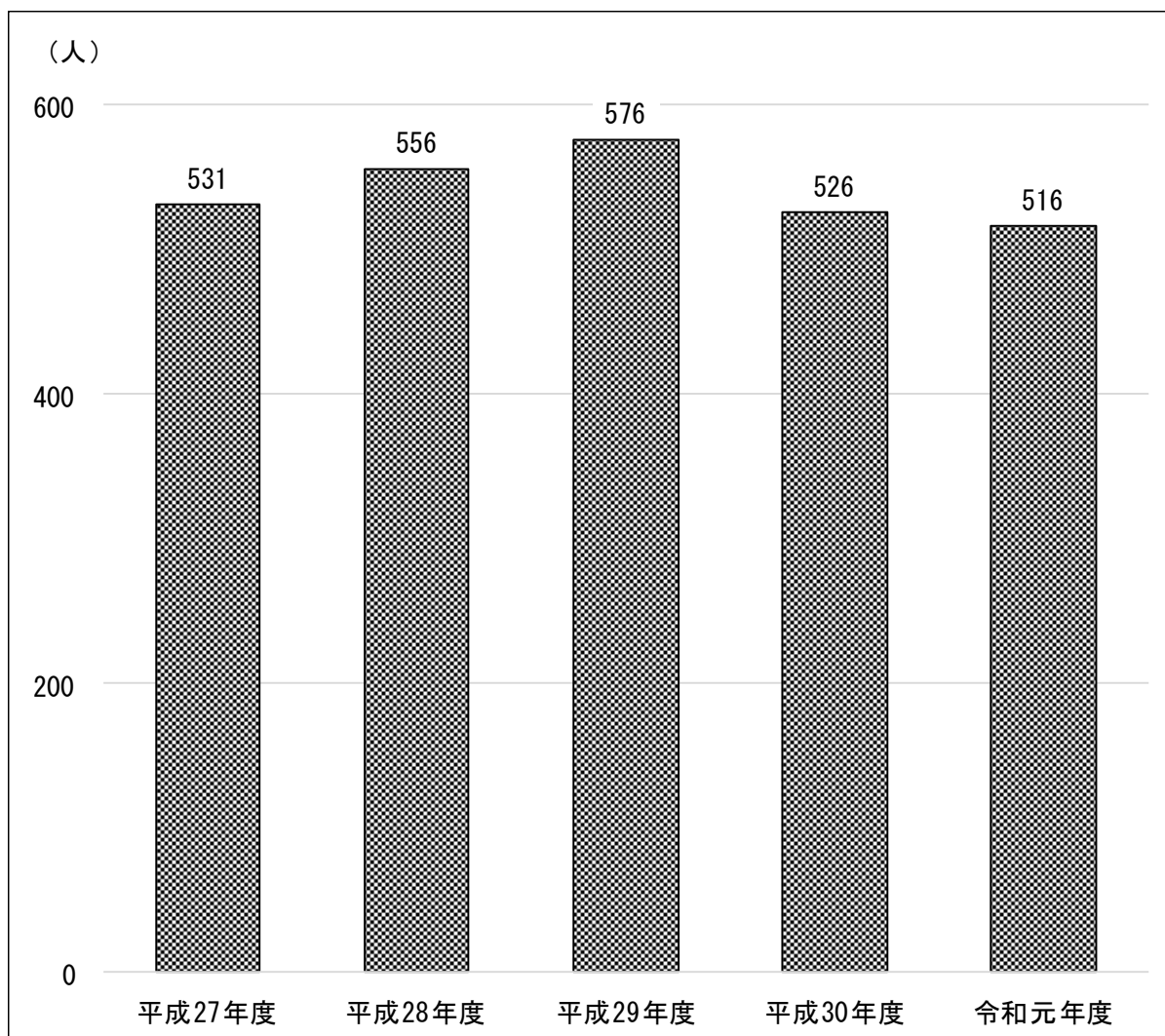


資料：障害者福祉課

## (7) 難病患者見舞金支給人数

県から、指定難病医療受給者証、指定疾患医療受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている人に、難病患者見舞金を支給しています。令和元年度の支給人数は、516人となっています。

### ■難病患者見舞金支給人数（各年度末現在）



資料：障害者福祉課



## 第2編 第6期飯能市障害福祉計画

## はじめに

---

国の基本方針である「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施」、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「地域共生社会の実現に向けた取組」、「障害福祉人材の確保」、「障害者の社会参加を支える取組」の考え方のもとに、障害福祉サービス等の提供を行います。



# 第 1 章 成果目標

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和 5 年度末の地域生活移行者数を令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上とすることを基本とします。</li> <li>○令和 5 年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の 1.6 % 以上削減することを基本とします。</li> </ul>
【県の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活移行者数は、国と同様 6 % 以上とします。</li> <li>○施設入所者の削減数は、県の状況を鑑み設定しないこととします。</li> </ul>
【市の考え方】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活移行者数は、令和元年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上とします。</li> <li>○施設入所者の削減数は、設定しないこととします。</li> <li>○飯能市障害者支援協議会にて、居住の場の確保等の課題について協議を行います。また、相談支援事業者は、施設と連携し、地域生活の体験、入所者の意思決定支援等の個別支援を進めることとします。</li> </ul>

### ■成果目標

区 分	令和 5 年度目標	説 明
地域生活移行者数	5 人以上	令和元年度末の施設入所者 <u>72 人</u> の 6 % 以上とします。

## 2 地域生活支援拠点が有する機能の充実

### ■成果目標の考え方

<p>【国の基本指針】</p>	<p>○令和5年度末までの間、地域生活支援拠点<sup>※</sup>について、各市町村または各圏域<sup>※</sup>に1つ以上確保することを基本とします。</p> <p>○その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。</p>
<p>【県の考え方】</p>	<p>○国の基本指針のとおりとします。</p>
<p>【市の考え方】</p>	<p>○令和5年度末までの間、地域生活支援拠点を確保します。</p> <p>○その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討します。</p> <p>○飯能市障害者支援協議会により、地域生活支援拠点の運用に係る課題について検討を行います。また、飯能市障害福祉審議会により、運用状況の検証を行います。</p>

### ■成果目標

区 分	令和5年度目標	説 明
地域生活支援拠点	面的整備 <sup>※</sup> の継続	複数の機関が分担して機能を担います。
地域生活支援拠点の充実	運用の検証・検討	年1回以上実施します。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### ■成果目標の考え方

<b>【国の基本指針】</b>	<p>○令和5年度中の一般就労への移行者数は、令和元年度の実績の1.27倍以上を基本とします。</p> <p>（その際、就労移行支援事業は、令和元年度実績の1.30倍以上を基本とします。また、就労継続支援A型事業は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上を目指すこととします。）</p> <p>○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。</p> <p>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とします。</p>
<b>【県の考え方】</b>	<p>○国の基本指針のとおりとします。</p>
<b>【市の考え方】</b>	<p>○令和5年度中の一般就労への移行者数は、令和元年度の実績の1.27倍以上とします。</p> <p>（その際、就労移行支援事業は、令和元年度実績の1.30倍以上とします。また、就労継続支援A型事業は概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業は概ね1.23倍以上を目指します。）</p> <p>○令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することとします。</p> <p>○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることとします。</p>

## ■成果目標

区 分	令和5年度目標	説 明
一般就労への移行者数	27人以上	令和元年度の一般就労への移行者数 <u>19人</u> の1.27倍以上とします。 <事業別> 就労移行支援 : 1.30倍以上 (23人) 就労継続支援A型 : 1.26倍以上 (3人) 就労継続支援B型 : 1.23倍以上 (1人)
就労定着支援事業の利用率	7割以上	就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の就労定着支援事業利用率を7割以上とします。
就労定着支援事業所の就労定着率	7割以上	8割以上の事業所を全体の7割以上とします。

## 4 相談支援体制の充実・強化等

### ■成果目標の考え方

<p><b>【国の基本指針】</b></p>	<p>○令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター※または基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討します。</p>
<p><b>【県の考え方】</b></p>	<p>○国の基本指針のとおりとします。</p>
<p><b>【市の考え方】</b></p>	<p>○令和5年度末までに、基本指針別表第一の九の表各項に掲げる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築します。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センターまたは基本指針第一の一の4（一）に掲げる事業がその機能を担うことを検討します。</p> <p>○飯能市障害者支援協議会により、相談支援体制の構築に向けて検討を行います。</p>

### ■成果目標

区分	令和5年度目標	説明
総合的・専門的な相談支援の実施	体制の構築	基幹相談支援センターまたは基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能による体制を構築します。
地域の相談支援体制の強化	体制の構築	地域の相談支援事業者へ専門的な指導・助言を行い、人材育成等に取り組みます。

〈参 考〉

○基本指針別表第一（九抜粋）

九 相談支援体制の充実・強化のための取組

総合的・専門的な 相談支援	障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な 相談支援の実施の見込みを設定する。
地域の相談支援体 制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指 導・助言件数の見込みを設定する。 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込みを 設定する。 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み を設定する。

○基本指針第一の一の4（一）抜粋

属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、  
多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う  
機能を備えた相談支援

## 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	○令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表各項（市町村は第1項、第2項のみ）に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。
【県の考え方】	○国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	○令和5年度末までに、基本指針別表第一の十の表第1項、第2項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

### ■成果目標

区 分	令和5年度目標	説 明
障害福祉サービス等の質の向上	体制の構築	障害福祉サービス等に係る研修の活用や、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を共有する体制を構築します。

<参 考>

○基本指針別表第一（十抜粋）

十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを 設定する。
障害者自立支援審査支 払等システムによる審 査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結 果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体 等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込み を設定する。
指導監査結果の関係市 町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査 の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体 制の有無及びその共有回数を見込みを設定する。



## 第2章 障害福祉サービス等の見込み

### 1 障害福祉サービスの見込み

#### (1) 訪問系サービス

##### ■内容

サービス名	内 容
居宅介護	居宅で、入浴、排せつ、食事等の介護や家事の支援等を行います。
重度訪問介護	居宅で、常に介護を必要とする重度の障害がある人に、入浴、排せつ、食事等の介護や家事の支援等を行うほか、外出時の移動支援等の介護を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある人の外出に同行し、移動に必要な視覚的情報の提供、移動の支援を行います。
行動援護	行動上著しく困難を有する知的障害または精神障害のある人に、居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防または回避するために必要な支援等を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする重度の障害のある人に、居宅介護等複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

##### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数 (人)	103	96	100	105	110	115
延べ利用時間数 (時間)	1,885	1,461	1,600	1,680	1,760	1,840

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護（施設入所者を除く）

#### ■内容

常に介護を必要とする人に、入浴、排せつ、食事等の介護と創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	50	53	55	60	65	70
利用日数 (人日分※)	888	976	990	1,080	1,170	1,260

### ②自立訓練（機能訓練）

#### ■内容

自立した日常生活または社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	1	1	1	1	1	1
利用日数 (人日分)	25	12	12	12	12	12

### ③自立訓練（生活訓練）

#### ■内容

自立した日常生活または社会生活ができるよう、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	13	16	17	20	22	25
利用日数 (人日分)	160	240	255	300	330	375

### ④就労移行支援

#### ■内容

一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	36	44	47	50	53	56
利用日数 (人日分)	521	629	705	750	795	840

### ⑤就労継続支援（A型）

#### ■内容

一般企業等へ就労することが困難な人に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	19	18	19	20	21	22
利用日数 (人日分)	337	315	342	360	378	396

### ⑥就労継続支援（B型）（施設入所者を除く）

#### ■内容

一般企業等へ就労することが困難な人に、雇用契約を結ばず、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

#### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	135	139	160	166	172	178
利用日数 (人日分)	2,166	2,264	2,560	2,656	2,752	2,848

## ⑦就労移行支援事業等の利用者の一般就労への移行者数

### ■内容

就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者のうち、一般就労への移行者数を見込みます。

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	—	—	—	19	21	23
就労継続支援 (A型)	—	—	—	1	2	3
就労継続支援 (B型)	—	—	—	1	1	1

## ⑧就労定着支援

### ■内容

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害のある人に、一定期間、本人との相談を通じて、就労に伴う生活面の課題を把握すると共に、雇用主や家族との連絡調整等の支援を行います。

### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	1	6	10	20	25	30

## ⑨療養介護

### ■内容

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	11	11	12	12	13	13

## ⑩短期入所（福祉型）

### ■内容

居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、障害のある人を施設に入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	25	25	25	30	30	35
利用日数 (人日分)	167	162	175	210	210	245

⑪短期入所（医療型）

■内容

居宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、障害ある人を医療機関等に入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	2	3	3	4	5	6
利用日数 (人日分)	12	15	15	20	25	30

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

##### ■ 内容

障害者支援施設やグループホーム等から単身生活へ移行した障害のある人等に、一定の期間、巡回訪問や必要な助言、医療機関等との連絡調整等の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。

##### ■ 見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	0	2	3	6

#### ② グループホーム（共同生活援助）

##### ■ 内容

共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行います。

##### ■ 見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	57	59	60	65	68	70



### ③施設入所支援

#### ■内容

入所している施設で、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	72	72	72	71	70	69

### ④地域生活支援拠点

#### ■内容

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数 (か所)	—	—	1	1	1	1
検証・検討の 実施回数 (回)	—	—	—	1	1	1

## (4) 相談支援

### ①計画相談支援

#### ■内容

障害のある人の適切なサービス利用のため、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的にサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	94	119	135	153	173	197

### ②地域移行支援

#### ■内容

施設入所や入院等をしている人に、住居の確保、地域移行のための障害福祉サービス提供事業所等への同行支援や相談等を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	0	5	6	6

### ③地域定着支援

#### ■内容

居宅において単身生活をしている人等に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	0	0	5	6

## (5) 発達障害者等に対する支援

### ①ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の支援プログラム等の 講座の開催回数

#### ■内容

保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	—	—	—	0	1	1

### ②ペアレントメンター※養成講座の開催回数

#### ■内容

ペアレントメンターは、発達障害のある子どもの養育経験を活用して、同じような子どもを持つ親の話を聴いたり、情報提供などを行います。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	—	—	—	0	1	1

### ③ピアサポート養成講座の開催回数

#### ■内容

同じ経験をした人同士がお互いを認め合い、支え合う活動（ピアサポート）を行います。なお、障害種別に関わらず支援します。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	—	—	—	1	1	1

(6) 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した

地域包括ケアシステムの構築

①保健、医療及び福祉関係者等による協議の場の開催回数

■内容

保健、医療及び福祉関係者等の重層的な連携による支援体制を構築するために協議の場を開催します。

■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数 (回)	—	—	—	6	6	6

## ②保健、医療及び福祉関係者等による協議の場への関係者の参加者数

### ■内容

保健、医療及び福祉関係者等による重層的な連携による支援体制を構築するために当事者、家族、保健、医療、福祉及び介護等の関係者ごと（医療にあつては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数を見込みます。

### ■見込み

（1回あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
当事者及び 家族	—	—	—	2	2	2
保健関係者	—	—	—	2	2	2
医療関係者 (精神科)	—	—	—	2	2	2
医療関係者 (精神科以外)	—	—	—	1	1	1
福祉関係者	—	—	—	13	13	13
介護関係者	—	—	—	4	4	4
教育関係者	—	—	—	1	1	1
その他関係者	—	—	—	2	2	2

## ③保健、医療及び福祉関係者等による協議の場における目標設定及び評価の実施回数

### ■内容

重層的な連携による支援体制を構築するため、協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みます。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
目標設定・ 評価の実施 回数 (回)	—	—	—	1	1	1

#### ④精神障害者の地域移行支援

##### ■内容

精神科病院等に入院している精神障害のある人に、住居の確保、地域移行のための障害福祉サービス提供事業所等への同行支援や相談等を行います。

##### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	—	—	—	4	4	4

#### ⑤精神障害者の地域定着支援

##### ■内容

居宅において単身生活等をしている精神障害のある人に、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

##### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	—	—	—	0	4	4



## ⑥精神障害者のグループホーム（共同生活援助）

### ■内容

共同生活を行う住居で、精神障害のある人に入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援を行います。

### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	—	—	—	16	19	21

## ⑦精神障害者の自立生活援助

### ■内容

精神科病院等から単身生活へ移行した精神障害のある人等に、一定の期間、巡回訪問や必要な助言、医療機関等との連絡調整等の対応により、円滑な地域生活に向けた支援を行います。

### ■見込み

（1か月あたり）

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	—	—	—	1	2	5

## (7) 相談支援体制の充実・強化のための取組

### ①総合的・専門的な相談支援

#### ■内容

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援	—	—	—	検討	検討	実施

### ②地域の相談支援体制の強化

#### ■内容

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言を行います。

地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。

地域の相談機関との連携強化の取組を行います。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
専門的な指導・助言 件数 (件)	—	—	—	—	—	6
人材育成の 支援件数 (件)	—	—	—	—	—	3
連携強化の 取組の実施 回数 (回)	—	—	—	—	—	12

## (8) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

### ①障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

#### ■内容

市の職員が、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するため、県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への参加者数を見込みます。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数 (人)	—	—	—	3	3	3

### ②障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

#### ■内容

市の職員は、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行うため、障害者自立支援審査支払等システム<sup>※</sup>等による審査結果を分析、活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みます。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
審査結果の 共有体制	—	—	—	有	有	有
実施回数 (回)	—	—	—	2	2	2

## 2 障害福祉サービスの確保のために

---

- 訪問系サービスについては、重度の障害のある人や、介護保険サービスとの併用による利用者が増加されると見込まれることから、当該サービスへの参入の促進を図ります。
- 日中活動系サービスについては、サービス提供事業所による提供体制の拡大や新規設置の促進を図ります。また、医療的ケアを必要とする人などへ適切なサービス提供ができるよう、支援者に向けた研修を実施し、支援の質の向上を図ります。
- 居住系サービスについては、重度の障害のある人の地域生活を推進するため、日中活動支援型グループホームを活用していきます。また、真に必要とされる障害のある人の施設入所については、サービス提供事業所との連携により体制を確保します。
- 計画相談支援については、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、指定特定相談支援事業所<sup>※</sup>の充実及び新規設置の促進を図ると共に、相談支援専門員<sup>※</sup>の資質向上に取り組みます。
- 地域移行・地域定着支援については、指定一般相談支援事業所の参入を働きかけると共に、障害のある人への意思決定支援のもと、施設や医療機関職員との協議を進め、短期入所やグループホームの体験利用などの支援に取り組みます。
- 精神障害（発達障害及び高次脳機能障害を含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、障害者支援協議会において協議を継続し、各関係者が継続的に参画できるよう、働きかけを行います。また、医療機関や訪問看護ステーションなど地域医療との連携、住居の確保、指定一般相談支援事業所の設置に向けた協議及び事業所への働きかけを行い、精神障害のある人が地域の一員として、自分らしい暮らしをすることができるよう地域支援体制の充実を図ります。
- 発達障害者等への支援については、県の発達障害総合支援センターや、幼少期から関わる支援機関、教育関係機関、就労支援機関と連携し、地域の支援体制を構築します。

- 高次脳機能障害のある人への支援については、県の高次脳機能障害者支援センターや、保健、医療、福祉、介護、教育及び就労支援等の関係機関と連携し、相談支援体制の充実を図ります。
- 難病患者及びその他心身の機能に障害のある人への支援については、適切に障害福祉サービス等の利用ができるよう、相談支援の充実を図ります。
- 総合的・専門的な相談支援体制については、障害者支援協議会における協議を行うと共に、地域の中核となる基幹相談支援センターまたは基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能による体制を構築します。  
また、研修機会の提供や、すこやか福祉相談センター<sup>※</sup>と共に、指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の人材を育成します。
- これまで支援が届きにくかった次のような人にも総合的・専門的な相談支援を進めます。
  - ・ひきこもりの人への支援については、相談窓口として、地域・生活福祉課、健康づくり支援課(保健センター)など庁内各課及び社会福祉協議会等の関係機関と連携し相談支援を実施します。
  - ・8050問題については、引き続き、地域包括支援センターや相談支援事業所、社会福祉協議会等の関係機関との連携により、世帯全体の課題の解決を図ります。
  - ・適切な支援を受けられず罪を犯した人や矯正施設等から退所される人のうち、障害の疑いのある人への支援については、司法関係者や保護司、埼玉県地域生活定着支援センター、障害福祉サービス提供事業所など各関係機関と連携して支援します。
- 障害福祉サービス提供事業所等においては、人材の確保が課題として挙げられています。また、強度行動障害などの専門的な対応も求められています。そのため、障害者支援協議会等を活用し、また、社会福祉協議会と連携を図りながら、人材育成のための研修を実施すると共に、人材確保に向けた方策を進めます。

### 3 地域生活支援事業の見込み

#### (1) 理解促進研修・啓発事業

##### ■内容

市民を対象に、障害についての理解を深めるための人権講演会等の研修・啓発を行います。

##### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

#### (2) 自発的活動支援事業

##### ■内容

障害のある人やその家族、地域住民等が自発的に行うピアサポート相談会やボランティア活動等の活動を支援します。

##### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動 支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

### (3) 相談支援事業

#### ■内容

障害のある人やその家族等からの相談に応じ、情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用、権利擁護等のために必要な支援を行います。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業（か所）	4	4	4	4	4	4
基幹相談支援 <sup>(注)</sup> センター（か所）	0	0	0	0	0	1
機能強化事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
障害者支援協議会	実施	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	未実施	未実施	未実施	検討	検討	実施

(注) 基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能による体制を含みます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業

##### ■内容

成年後見制度<sup>※</sup>の利用が必要な人に制度の利用を支援し、権利擁護を図ります。

##### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 利用支援事業 (件)	1	2	3	5	7	10

#### (5) 成年後見制度法人後見支援事業

##### ■内容

飯能市社会福祉協議会が行う市民後見人<sup>※</sup>を活用した法人後見事業を支援し、権利擁護を図ります。

##### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度 法人後見支援 事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施



## (6) 意思疎通支援事業

### ■内容

聴覚、音声・言語機能等に障害のある人が意思疎通を図るために、手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行います。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者 派遣事業（件）	96	106	115	120	125	130
要約筆記者 派遣事業（件）	0	0	0	3	3	3
手話通訳者 設置事業（か所）	0	0	0	0	0	1
遠隔手話通訳 サービス	実施	実施	実施	実施	実施	実施

## (7) 日常生活用具給付事業

### ■内容

介護・訓練支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図ります。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具（件）	3	2	2	2	2	2
自立生活支援用具（件）	9	13	13	13	13	13
在宅療養等支援用具（件）	7	3	7	6	6	6
情報・意思疎通支援用具（件）	13	5	7	9	9	9
排せつ管理支援用具（件）	1,776	2,002	1,882	1,887	1,887	1,887
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	2	1	2	2	2	2

## (8) 手話奉仕員養成研修事業

### ■内容

日常会話に必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を図ります。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員 養成研修事業 (人)	74	44	0	53	65	79

## (9) 移動支援事業

### ■内容

屋外での移動が困難な障害のある人に、外出や社会参加等のための移動支援を行います。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	42	40	41	42	43	44
利用時間数 (時間)	1,909	1,943	1,968	2,016	2,064	2,112

## (10) 地域活動支援センター事業

### ■内容

創作的な活動や社会参加等のためのさまざまな活動を支援する場として、地域活動支援センターの充実を図ります。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数 (か所)	2	2	2	2	3	3
利用者数 (人)	94	96	100	104	123	127

## (11) 日中一時支援事業

### ■内容

日中における一時的な活動の場を確保し、障害のある人の家族や介護者等の支援を行います。

### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	99	105	110	115	120	125

## 4 地域生活支援事業の確保のために

---

- 障害者支援協議会等において協議を行い、地域の状況に応じた支援事業の提供体制の充実を図ります。
- 基幹相談支援センターまたは基本指針第一の一の4（一）に掲げる機能による体制を構築し、専門的な知識を有する相談支援専門員の人材育成、障害者支援協議会等における協議、関係機関との連携強化を進め、地域の相談支援体制の充実を図ります。
- 多様な意思疎通支援を行うため、手話奉仕員養成講座の充実を図ると共に、手話通訳者の派遣を推進します。また、タブレット端末による遠隔手話サービス等の聴覚障害者支援事業の周知及び充実を図ります。また、コミュニケーションに障害がある人への対応に関する合理的配慮について啓発を図ります。
- 既存の地域活動支援センターの充実や、新たに求められる地域活動支援センターの設置の検討のため、具体的な協議を進めます。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の周知や啓発を進めます。また、親族等による後見開始の審判の申し立てが困難な障害のある人について、市長が審判の申し立てを行い、障害のある人の権利擁護を推進します。



## 第3編 第2期飯能市障害児福祉計画

## はじめに

---

第6期飯能市障害福祉計画を踏まえ、国の基本方針である「障害児の健やかな育成のための発達支援」の考え方のもと、障害児福祉サービスの提供を行います。



# 第1章 成果目標

## 1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	○令和5年度末までに、児童発達支援センター※を各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。 なお、圏域による設置も可とします。 ○令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援※を利用できる体制を構築することを基本とします。
【県の考え方】	○国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	○令和5年度末までに、児童発達支援センターを1か所設置します。 ○令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制の充実を図ります。

### ■成果目標

区 分	令和5年度目標	説 明
児童発達支援センター	1か所設置	多機関連携による設置も含みます。
保育所等訪問支援	充実	利用者及び訪問先を拡充します。

## 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保

### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。 なお、圏域による設置も可とします。
【県の考え方】	○国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	○令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保します。

### ■成果目標

区 分	令和5年度目標	説 明
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上	1か所以上確保します。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上	1か所以上確保します。

### 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の充実 及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

#### ■成果目標の考え方

【国の基本指針】	<p>○令和5年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とします。</p> <p>なお、圏域による設置も可とします。</p> <p>○令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。</p> <p>なお、圏域による設置も可とします。</p>
【県の考え方】	○国の基本指針のとおりとします。
【市の考え方】	<p>○令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の充実を図ります。</p> <p>○令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。</p>

#### ■成果目標

区分	令和5年度目標	説明
協議の場	充実	医療的ケア児及び家族等の支援の充実を図ります。
コーディネーターの配置	配置	専門的な知識を習得したコーディネーターを配置します。

## 第2章 障害児福祉サービスの見込み

### 1 障害児福祉サービスの見込み

#### (1) 障害児通所支援事業

##### ① 児童発達支援

###### ■ 内容

就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

###### ■ 見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	24	27	29	32	35	39
利用日数 (人日分)	183	201	232	256	280	312

##### ② 医療型児童発達支援

###### ■ 内容

肢体不自由がある児童に、医療的管理のもと理学療法等の機能訓練や支援を行います。

###### ■ 見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	0	1	1	1
利用日数 (人日分)	0	0	0	2	2	2

### ③放課後等デイサービス

#### ■内容

放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	78	87	92	97	102	107
利用日数 (人日分)	729	905	920	970	1,020	1,070

### ④保育所等訪問支援

#### ■内容

訪問支援員が、障害のある児童が通う保育所等を訪問し、集団生活へ適応することができるよう支援を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	1	1	2	3	6
利用日数 (人日分)	0	2	2	4	6	12

## ⑤居宅訪問型児童発達支援

### ■内容

重度の障害等のために外出が著しく困難な障害のある児童に、居宅を訪問して発達支援を行います。

### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	0	0	0	3	3	3
利用日数 (人日分)	0	0	0	6	6	6

## (2) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

#### ■内容

障害のある児童の適切なサービス利用のため、障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に計画の見直し（モニタリング）を行います。

#### ■見込み

(1か月あたり)

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数 (人)	19	35	39	43	47	52

### ②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

#### ■内容

医療的ケア児に関する専門的な知識を習得したコーディネーターを配置します。

#### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
コーディネーター数 (人)	0	0	0	0	0	1

### (3) 障害児の子ども・子育て支援等

#### ①障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズと提供体制

##### ■内容

障害児が地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進するため、障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、保育所等における障害児の受け入れ体制の確保に努めます。

##### ■見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度 見込み	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所 (人)	—	—	—	40	40	40
認定こども園 (人)	—	—	—	2	2	2
放課後児童健 全育成事業 <sup>(注1)</sup> (人)	—	—	—	40	40	40
幼稚園 <sup>(注2)</sup> (人)	—	—	—	7	7	7
特定地域型保育 事業 <sup>(注3)</sup> (人)	—	—	—	1	1	1
認可外（地方単 独事業） (人) <sup>(注4)</sup>	—	—	—	—	—	—

(注1) 子ども・子育て支援法第59条に定める当該事業の「実人数」を記載

(注2) 私学助成の対象である幼稚園を含みます。

(注3) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育

(注4) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設



## 2 障害児福祉サービスの確保のために

---

- 障害児支援については、地域の保育及び教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害児通所支援等については、中核となる児童発達支援センターを設置し、利用対象児の多様な障害特性及び学齢に対応するため、市内の各通所支援事業所の強みを活用し、総合的な障害児支援体制を構築します。また、障害者支援協議会にて協議を行い、障害児支援体制の充実を図ります。
- 誰もが身近な地域で支援を受けられるように、これまで課題となっていた、主に重症心身障害児を支援する事業所(児童発達支援、放課後等デイサービス)の設置のための働きかけを行います。
- 医療的ケア児への関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、県の研修等へ参加し、専門的知識を有する支援者として配置します。
- 強度行動障害や高次脳機能障害のある障害児への適切な支援ができるよう、支援体制の充実を図ります。



## 資料編

# 1 飯能市障害福祉審議会条例

平成26年3月25日  
条例第15号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条第4項の規定に基づき、飯能市障害福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第36条第4項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する障害児福祉計画の策定及び変更に関する事項について調査審議すること。

(平30条例7・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 知識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、健康福祉部障害者福祉課において処理する。

(平27条例31・一部改正)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第31号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第7号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 2 飯能市障害福祉審議会委員名簿

(順不同)

所 属	氏 名	備 考
日本社会事業大学	曾 根 直 樹	会長
大森三起子法律事務所	大 森 三起子	会長職務代理
医療法人くすのき会	角 田 健 一	
社会福祉法人京悠会	岡 田 京 子	
特定非営利活動法人あおーら	窪 寺 朋 子	
認定特定非営利活動法人ぬくもり福祉会 たんぽぽ	桑 山 和 子	
社会福祉法人むさしの福祉会	齋 藤 みどり	
社会福祉法人おぶすま福祉会	坂 本 美津子	
合同会社悠 にこにこハウス	佐 藤 智恵美	
株式会社くみちゃんち	樽 澤 久美子	
医療法人財団良心会	原 陽 一	
社会福祉法人飯能市社会福祉協議会	野 田 剛	
飯能市聴覚障害者の会	神 山 秀 昭	
ピアサポートグループ みなくる倶楽部	小 島 崇 幸	
障害児と家族の会 轍	加 藤 久 子	
飯能市手をつなぐ育成会	吉 岡 かおる	

## 3 用語説明

---

### か 行

#### 基幹相談支援センター

障害のある人等の相談、情報提供、助言、地域の事業者間の連絡調整や関係機関の連携の支援等を行う地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のことです。

#### 圏域

埼玉県の障害保健福祉圏域のことです。飯能市は、狭山保健所管内の飯能市、所沢市、狭山市、入間市、日高市で構成する西部圏域に属しています。

### さ 行

#### 指定特定相談支援事業所

サービス利用者の希望に基づき、適切なサービスの利用について必要な情報の提供、助言を行い、サービス等利用計画を作成する事業所のことです。

#### 児童発達支援センター

児童発達支援（障害のある児童の通所施設）と、地域支援（保育所等訪問支援や障害児相談支援）の機能を併せ持った地域の中核機関のことです。

#### 市民後見人

社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する知識を習得した第三者後見人等の候補者のことです。

#### 障害者自立支援審査支払等システム

障害福祉サービス費について、市町村の支払事務の効率化と平準化を図るため、全国共通の標準システム（電子請求受付システム及び支払等システム）により請求、審査、支払等の一連の事務処理を行うシステムのことです。

### 障害福祉サービス提供事業所

障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスを提供する人員、設備及び運営に関する基準を満たし、指定を受けている事業所のことです。

### すこやか福祉相談センター

障害のある人やその家族の相談に応じ、福祉サービスの情報提供、利用支援、権利擁護のために必要な支援を行う市の委託相談機関のことです。

### 成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人の権利を守る制度のことです。

### ソーシャルインクルージョン

すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現に繋げるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方のことです。

### 相談支援専門員

障害のある人の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する専門員のことです。

## た 行

### 地域生活支援拠点

地域生活支援拠点とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。

## な 行

### 人日分

1か月の延べ利用日数のことです。

## は 行

### ピアサポート

同じ経験をした人同士がお互いを認め合い、支え合う活動のことです。

### ペアレントトレーニング

発達障害者の親が自分の子どもの行動を理解し、発達障害の特性を踏まえて褒め方や叱り方を学ぶための支援プログラムのことです。

### ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムのことです。

### ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味です。同じ発達障害の子どもを育てた親の立場から、今悩んでいる渦中の保護者の気持ちを傾聴し寄り添い、それまでの子育ての経験情報を提供する人のことです。

### 保育所等訪問支援

訪問支援員が、障害のある児童が通う保育所等を訪問し、集団生活へ適応することができるよう支援を行うことです。

## ま 行

### 面的整備

地域の複数の障害福祉サービス提供事業所において、必要な機能を分担することです。



第6期 飯能市障害福祉計画  
第2期 飯能市障害児福祉計画

令和3年3月 発行 飯能市  
編集 飯能市健康福祉部障害者福祉課  
〒357-8501 飯能市大字双柳1番地の1  
電 話 042-973-2111 (代表)  
ファクス 042-986-5074  
メー ル syoufuku@city.hanno.lg.jp